

茨城県食の安全・安心推進条例

【説明資料】

食品等輸入届出制度について

< 目 次 >

- 1 食品等輸入届出制度の趣旨
 - 2 食品等輸入届出制度の概要
 - 3 食品等輸入の届出
 - 4 食品等輸入変更届
- (参考)記載例

1 食品等輸入届出制度の趣旨

「食品等輸入届出」制度は、条例に基づく制度であり、この条例の第一の目的である、食品の安全性を確保することで県民の生命及び健康を保護することを実現するための仕組みとして創設したものです。

現在も、輸入食品の安全性確保については、食品衛生法に基づき、まずは、厚生労働省の検疫所が水際で必要な審査や検査を行い、違反が発見された場合には、積戻し等の措置がとられています。

また、国内に流通してからも、国内産品と同様、都道府県等が店頭での抜き取り検査（収去検査）を行い、違反が発見された場合には、回収を命令するなどの措置がとられています。

しかし、これまでは、県が食品等の輸入を行う事業者を把握する仕組みがなかったことから、県として、当該事業者に対する指導や情報提供を行うことが困難でした。

そこで、食品等の輸入を行う事業者に対し、食品等の輸入業務を行う県内の事務所等について、知事への届出を求めることで、県が県内で食品等の輸入を行う事業者に対し、輸入食品の安全性確保に関する指導や情報提供などを効率的かつ効果的に行えるようにし、輸入食品の安全性確保をより一層図ることにしました。

「茨城県食の安全・安心推進条例」（平成21年6月25日公布）

食生活を取り巻く環境の変化や食に関するさまざまな問題の発生により、食の安全・安心確保に対する要請が強まっていることを受け、県民の生命及び健康の保護、安全にかつ安心して消費できる食品の生産及び供給に寄与することを目的として、平成21年6月25日に条例が制定されました。

食の安全・安心確保に関する基本理念を定め、県の責務、食品関連事業者の責務、県民の役割を明らかにし、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するための規定を定めています。

2 食品等輸入届出制度の概要

(1) 制度の概要

食品等を輸入する際に、食品衛生法第27条の規定に基づく届出を検疫所に提出します。本条例ではこの届出を行った事業者であり、住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）が茨城県内のものを「食品等輸入者」とし、県への届出を義務づけています。

本制度は、食品衛生法第27条の届出を行う者、つまり、販売の用に供し、又は営業上使用する食品等を輸入する者であり、住所が県内にある者が対象となります。このため、個人的に使用又は消費するために食品等を輸入する場合は、対象となりません。

さらに、条例では、廃止や変更の届出の場合を除き、届出を怠った者に対しては、罰則（5万円以下の過料）を科す旨の規定が設けられています。

なお、本制度は、制度の施行の日（平成22年4月1日）以降において、食品衛生法第27条の届出を行った事業者に適用されます。

(2) 「食品等」の範囲（条例第2条第2号及び第3号、第21条第1項）

ア 本制度の対象となる「食品等」の範囲

本制度による届出が必要とされるのは、「食品等」の輸入業務を行う事務所等ですが、この「食品等」の範囲については、下記のとおりとなります。

なお、乳幼児用おもちゃは、本制度の「食品等」に含まれません。

「食品等」の範囲（法＝食品衛生法）

「食品等」に含まれるもの	説明	例
食品	すべての飲食物（その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く）	農産物，畜産物，水産物，加工食品，調理食品等
添加物 (法第4条第2項規定)	食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加，混和，浸潤その他の方法によって使用する物	保存料，発色剤，甘味料等
器具 (法第4条第4項規定)	飲食器，割ぼう具その他食品又は添加物の採取，製造，加工，調理，貯蔵，運搬，陳列，授受又は摂取の用に供され，かつ，食品又は添加物に直接接触する機械，器具，その他の物	食器，箸，スプーン，食品製造に使用する機械等
容器包装 (法第4条第5項規定)	食品又は添加物を入れ，又は包んでいる物で，食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すもの	びん，缶，樹脂パック，袋等

(3) 「輸入した日」の意味

食品等を輸入しようとする場合，その輸入者は，食品衛生法（第27条）に基づき，検疫所への届出を行います。本制度における「輸入した日」とは，食品衛生法に基づく届出を行った日をいいます。

つまり，「食品等を輸入した日から30日以内」とは，「食品等を輸入するために食品衛生法第27条に基づく届出を行った日から起算して30日以内」という意味に解釈します。

【参考】

食品衛生法第27条

販売の用に供し，又は営業上使用する食品，添加物，器具又は容器包装を輸入しようとする者は，厚生労働省令で定めるところにより，その都度厚生労働大臣に届け出なければならない。

(4) 届出の対象となる事業者（条例第21条第1項）

本制度の届出の対象となる事業者は，食品衛生法第27条に基づき届出を行った者であり，住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）が県内にあるものです。食品衛生法施行規則第32条の規定により輸入届出事項が決められており，食品等を輸入する者は，検疫所に「食品等輸入届出書」を提出します。この「食品等輸入届出書」の「氏名及び住所（法人にあっては，その名称及び主たる事務所の所在地）」の住所（所在地）が茨城県内である者が，県への届出の対象者となります。

3 食品等輸入の届出

(1) 届出書の提出時期

届出書の提出は、平成22年4月1日以降、食品衛生法第27条の規定による届出を行った日から30日以内に行います。

なお、食品等輸入の届出は、一度届出をすれば、届出内容に変更がない限り、再度届出を行う必要はありません。

【参考】

- ・ 「食品等を輸入した日から30日以内」とは、例えば、次の日となります。
最初の輸入許可の日：5月1日 届出期限 5月31日
- ・ 届出期限の日が休日（日曜日，土曜日，祝日，年末年始）にあたる場合は，その翌日が届出期限とみなされます。

（茨城県の休日を定める条例第2条）

(2) 食品等輸入届の作成（条例第21条第1項，施行規則第4条第1項及び第2項）

食品等輸入届（施行規則様式第3号）に従って記入してください（記載例参照）。

「輸入に係る食品等の種類及び輸入に係る食品等の製造所又は加工所が所在する国名」欄については、この届出の時点で現に輸入した食品等に該当する項目だけでなく、今回届ける食品等輸入者が、今後、輸入する予定や可能性がある食品等が具体的に分かっている場合は、その食品等に該当する項目についても、記入（選択）してください。

その他、記入方法についての不明な点がありましたら、届出書の提出先にご確認ください。

(3) 届出先及び提出方法

届出対象の食品等輸入者の主たる事務所の所在地を管轄する保健所に、持参又は郵送等により提出してください。

(4) 届出用紙の入手

保健所で入手できます。

また、茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室のホームページ「いばらき食の安全情報Web Site」からダウンロードできます。

「いばらき食の安全情報Web Site」 <http://www.shoku.pref.ibaraki.jp/>

(5) 罰則（条例第28条）

本制度による届出をしなかった者には、5万円以下の過料が科されることがありますので注意してください。

4 食品等輸入変更届

(1) 届出が必要な場合（条例第21条第2項）

本制度により届け出た食品等輸入届について、次のいずれかの事項に該当する場合は、「食品等輸入変更届」の提出が必要です。

食品等輸入者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）に変更があったとき

例：商号の変更、事務所の移転、代表者の変更、住居表示の変更 等

「輸入に係る食品等の種類及び輸入に係る食品等の製造所又は加工所が所在する国名」に変更があったとき

例：輸入する食品等の種類の変更、食品等の製造所が所在する国名の変更 等

食品等の輸入業務を廃止したとき

例：食品等の輸入業務の廃止、事務所の閉鎖 等

(2) 食品等輸入変更届の提出時期（条例第21条第2項）

変更があった時点で、遅滞なく提出してください。

(3) 食品等輸入変更届の作成（条例第21条第2項、施行規則第4条第3項）

食品等輸入変更届（施行規則様式第4号）に従って記入してください（記載例参照）。

記入方法についての不明な点がございましたら、届出書の提出先にご確認ください。

(4) 食品等輸入変更届の提出方法

変更する食品等輸入者の所在地を管轄する保健所に、持参又は郵送等により提出してください。

(5) 届出用紙の入手

保健所で入手できます。

また、茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室のホームページ「いばらき食の安全情報Web Site」からダウンロードできます。

「いばらき食の安全情報Web Site」 <http://www.shoku.pref.ibaraki.jp/>

平成22年 4月 1日

食品等輸入届

茨城県 保健所長 殿

氏名 株式会社 商事 (印)
 代表取締役 茨城 太郎
 住所 茨城県 市 町1-1
 (法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
 電話番号 () -

茨城県食の安全・安心推進条例第21条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

届出時点で輸入した品目だけでなく、今後輸入する品目が具体的に分かっている場合にはその品目にも をしてください

輸入に係る食品等の種類(該当番号を で囲んでください。)及び輸入に係る食品等の製造所又は加工所が所在する国名(輸入に係る食品等が加工食品以外の食品である場合にあっては、当該食品の生産地の属する国名)

記

食品等の種類	食品等の製造所又は加工所が所在する国名
1 魚介類	
2 冷凍食品	
3 魚介類加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	中国
4 肉卵類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	
5 乳製品	デンマーク
6 乳類加工品 (アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。)	
7 アイスクリーム類・氷菓	アメリカ
8 穀類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	
9 野菜類・果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	
10 菓子類	フランス
11 清涼飲料水	アメリカ
12 酒精飲料	
13 氷雪	
14 水	
15 かん詰・びん詰食品	
16 その他の食品	
17 添加物及びその製剤	
18 器具及び容器包装	

食品衛生法第52条又は茨城県食品衛生条例第6条の規定に基づく許可の有無等

有 ・ 無

許可番号: -

平成22年4月1日以降で最初に検疫所に届け出た年月日、担当者の所属部署やお名前等を記載してください

備考

食品衛生法第27条に基づく届出年月日: 年 月 日
 担当: 株式会社 商事 食品輸入事業部
 電話番号 () - 電子メールアドレス

様式第4号（第4条第3項関係）

平成22年10月 1日

食品等輸入変更届

茨城県 保健所長 殿

変更後の内容で
届け出てください氏名 株式会社 商事
代表取締役 茨城 太郎

印

住所 茨城県 市××町2-2

（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

電話番号（ ） -

食品衛生法第27条の規定による届出事項が平成22年 4月 1日付けで届け出た茨城県食の安全・安心推進条例第21条第1項各号に掲げる事項と異なることとなった（以下「食品等輸入の変更をした」という。）ので、同条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更事由が生じた日を
記入してください

食品等輸入届の届出年月日	平成22年 4月 1日		
食品等輸入の変更をした年月日	平成22年 9月 30日		
食品等輸入の変更をした内容	事項	変更前	変更後
	食品等輸入者の住所	茨城県 市 町1-1	茨城県 市××町2-2
備考	担当：株式会社 商事 食品輸入事業部 電話番号（ ） - 電子メールアドレス		